

協議第20号

一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目9）

大平町・岩舟町・藤岡町3町合併後の新市における一般職の職員の身分の取扱いについて、別紙資料に基づき協議に付する。

平成15年12月24日提出

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会
会長 鈴木俊美

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の調整内容

協議事項	9 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目
調整の内容	1 3町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。 4 職員の給与については、現行の給与額を参考に、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。	

現況（平成15年4月1日現在）

項目	大平町		岩舟町		藤岡町		備考
	条例定数	実配置	条例定数	実配置	条例定数	実配置	
職員の定数及び職員数（カッコ内は兼任）							
1. 町長の事務部局	180	172	139	136	150	148	
2. 議会の事務部局	3	3	3	2	2(2)	2(2)	
3. 選挙管理委員会の事務部局	(9)	(9)	(7)	(7)	(6)	(4)	
4. 監査委員の事務部局	(2)	(2)	(1)	(1)	(2)	(2)	
5. 農業委員会の事務部局	3	3	4	4	4	4	
6. 教育委員会の事務部局（学校及びその他の教育機関の職員を含む）	44	35	48(3)	39(1)	55	40	
7. 水道事業に従事する職員	10	9	9	8	8	7	
合計	240	222	203	189	219	201	

現況（平成15年4月1日現在）

大平町	岩舟町	藤岡町	備 考
<p data-bbox="344 280 528 312">[職員の種類]</p> <p data-bbox="183 352 300 384">事務職員</p> <p data-bbox="212 392 689 496">課長、局長、課長心得、課長補佐、主幹、副主幹、係長、主査、主事、主事補、技師補、保健師、保育士</p> <p data-bbox="183 608 353 639">技能労務職員</p> <p data-bbox="212 647 689 719">自動車運転手、清掃作業員、道路工手、調理員、用務員</p>	<p data-bbox="882 280 1066 312">[職員の種類]</p> <p data-bbox="716 352 833 384">事務職員</p> <p data-bbox="745 392 1223 496">課長、局長、室長、主幹、係長、主査、主事、技師、主事補、技師補、保健師、保育士</p> <p data-bbox="716 608 887 639">技能労務職員</p> <p data-bbox="745 647 1223 719">技師、技手、清掃員、調理員、用務員、ホームヘルパー</p>	<p data-bbox="1429 280 1612 312">[職員の種類]</p> <p data-bbox="1263 352 1379 384">事務職員</p> <p data-bbox="1292 392 1769 496">課長、局長、室長、所長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査、主事、主事補、保健師、保育士</p> <p data-bbox="1263 608 1433 639">技能労務職員</p> <p data-bbox="1314 647 1621 679">運転手、調理員、用務員</p>	

現況（平成15年4月1日現在）

大平町	岩舟町	藤岡町	備考
<p>給料表 一般行政職 8 級制 技能労務職 5 級制</p> <p>支給日 給料 毎月 15 日 期末勤勉手当 6 月 30 日、12 月 10 日</p> <p>初任給（一般行政職） 大卒 1 級 8 号給 短大 1 級 6 号給 高校 1 級 4 号給</p> <p>級別職務分類（一般行政職） 1 級 主事補、技師補 2 級 主事、技師 3 級 困難な業務を分掌する主事、技師 4 級 係長 主査 5 級 困難な業務を分掌する係長、主査 6 級 主幹 重要な業務を分掌する係長 7 級 課長等 困難な業務を所掌する主幹 8 級 重要な業務を所掌する課長等</p>	<p>給料表 一般行政職 8 級制 技能労務職 6 級制</p> <p>支給日 給料 毎月 15 日 期末勤勉手当 6 月 15 日、12 月 10 日</p> <p>初任給（一般行政職） 大卒 1 級 7 号給 短大 1 級 5 号給 高校 1 級 3 号給</p> <p>級別職務分類（一般行政職） 1 級 主事補、技師補 2 級 主事、技師 3 級 困難な業務を分掌する主事、技師 主査 4 級 困難な業務を分掌する主査 係長 5 級 困難な業務を分掌する係長 主幹 6 級 困難な業務を分掌する主幹 課長 7 級 困難な業務を分掌する課長 8 級 重要な業務を分担する課長</p>	<p>給料表 一般行政職 8 級制 技能労務職 5 級制</p> <p>支給日 給料 毎月 15 日 期末勤勉手当 6 月 30 日、12 月 10 日</p> <p>初任給（一般行政職） 大卒 1 級 7 号給 短大 1 級 5 号給 高校 1 級 3 号給</p> <p>級別職務分類（一般行政職） 1 級 主事補、技師補 2 級 主事、技師 困難な事務を分掌する主事補、技師 補 3 級 主査 困難な事務を分掌する主事、技師 4 級 係長 困難な事務を分掌する主査 5 級 課長補佐、副主幹 困難な事務を分掌する係長 6 級 課長、出先機関の長 主幹 困難な事務を分掌する課長補佐 7 級 課長、出先機関の長 困難な事務を分掌する主幹 8 級 課長、出先機関の長</p>	